

件名	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う教育委員会の対応について
担当	総務部
概要	<p>◎現状</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染状況拡大により、大阪府に緊急事態宣言が発出され（4月25日から5月11日まで）5月7日には同31日までの延長が決定された。</p> <p>【経緯】</p> <p>4月20日 第46回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議にて、大阪府への緊急事態宣言発出要請を決定。</p> <p>4月23日 緊急事態宣言発出決定（4月25日～5月11日）</p> <p>4月24日 第23回堺市新型コロナウイルス対策本部会議にて、本市の対応を決定。</p> <p>5月6日 第48回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議にて、緊急事態宣言期間延長要請を決定。</p> <p>5月7日 緊急事態宣言期間延長決定（5月12日～5月31日）</p> <p>5月10日 第24回堺市新型コロナウイルス対策本部会議にて、延長後の本市の対応を決定。</p> <p>【本市の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急（特に20時以降）の外出や路上・集団飲酒等の自粛などを市民に対し呼びかけ。令和3年1月の緊急事態宣言時より「人流抑制」に一層留意。 ・学校関係者のPCR検査受検者数では、4月に入り受検者が急増、陽性者も増加。 ・一方、陽性者数に比べて、学校休業件数は少なく、校内においては感染対策が依然機能していると認識。 <p>◎緊急事態宣言に伴う教育委員会の対応</p> <p>【学校教育活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨時休校、分散登校、短縮授業などを行わず、通常形態での授業を継続。 ・ただし、児童生徒が近距離で行う、実験、観察、合唱、管楽器演奏、調理実習など感染リスクの高い教育活動は停止。

<p>概 要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動は休止、またプールにおける水泳授業も中止。 ・校外学習、運動会等学校行事は宣言解除まで実施せず、修学旅行は6月20日まで延期。 ・小学校の放課後児童対策事業は、児童間や児童と指導員の距離を保ち、接触を控える形で実施。 ・児童生徒が、新型コロナウイルスに感染した場合や、濃厚接触者特定された場合、感染不安で学校に登校しない場合には、パソコンを家庭に持ち帰り、オンラインによる連絡や課題の配信等により、健康観察と学習保障に努め、学校園と子ども・家庭との関係を維持。 <p>【地域教育活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人流の抑制を図るため、宣言解除まで校庭開放等、地域活動への学校施設の利用を停止。（前回緊急事態宣言と同様） <p>【図書館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人流を抑制する」考えのもと、来館目的の外出の抑制のため臨時休館。 ・電子図書館利用促進や受益者負担による予約図書郵送サービスなどの非来館型サービスは継続実施。 <p>【イベント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催イベントの中止・延期。 <p>【事務局職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク、休暇等による出勤抑制。 ・時差出勤の奨励による職員の接触低減。 ・20時以降の勤務抑制。 <p>◎今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校園においては感染対策に留意し活動を継続。 ・緊急事態宣言解除や今後の感染者数の推移に即して、大阪府教育庁や堺市の方針に則り、活動の緩和・制限等を検討。
------------	--